別表第1 (第5条関係)

区分	工事内容
補助対象経費	(1) 増築工事 既存の居住部分に新たに住宅部分を建築し、住
	宅部分の面積を増やす工事。ただし、既存住宅の面積の2分の
	1を超える増築及び車庫、カーポート、物置、倉庫、納屋等の
	増築工事を除く。
	(2) 外装工事
	ア 屋根の葺き替え、防水、塗装等の工事
	イ 外壁の張替え、塗装等の工事
	ウ 雨樋の取替え、改修等の工事
	エ サッシ及びガラスの取り付け、取替え等の工事
	オー基礎・土台の修繕、耐震補強工事
	(3) 内装工事
	ア 床材、壁材、天井材の張替え等の工事
	イータイル工事
	ウ 襖の張替え、ドア・室内建具の取替え等の工事
	エ 畳の入れ替え、表替え等の工事
	(4) 設備工事
	ア 浴室、台所、洗面台又は便所の改修、取替え等の工事
	イ 給湯設備(ボイラー、エコキュート、追い焚き窯含む)の
	設置、交換等の工事
	ウ 給排水衛生設備、換気設備、電気設備、ガス設備の工事(設
	置、交換する部屋の内装工事を伴う場合に限り対象)
	(5) その他工事
	ア ベランダ、サンルームの増築、改修工事
	イ バリアフリー改修工事 (手すりの設置、段差の解消等)
	ウ 下水道接続工事(浴室、台所、洗面台又は便所等の改修工
	事に伴うもの)
	エー外壁、屋根、天井、窓、床等の断熱改修工事
補助対象外経費	(1) 申請者自らが施工する工事
	(2) 解体のみ行う工事
	(3) 店舗、事務所、作業所の工事(兼用住宅における居住部分
	は補助対象)
	(4) 住宅と別棟の工事
	(5) 門扉、フェンス、ブロック塀、ウッドデッキ、舗装、植栽

(芝張り、植樹、剪定等)、造園等の外構工事

- (6) さく井工事
- (7) 電話、インターネット又はテレビアンテナの設置工事及び 配線工事のみ行う工事
- (8) エアコン、暖房器具(暖炉含む)等の購入及び設置工事
- (9) 太陽光発電装置、太陽熱温水装置、蓄電池、燃料電池等の 購入及び設置工事
- (10) 移動又は取り外し可能な製品(カーテン、ベッド、机、棚類)の購入及び設置工事
- (11) シロアリ駆除、その他防虫・消毒等の薬剤散布、塗布
- (12) 合併浄化槽の設置、交換
- (13) 下水道接続工事のみ行う工事(管路工事のみ)